

マイナンバーカードについてのお知らせ

マイナンバーカードって、 どんなカード？

・マイナンバーカードはマイナンバー（個人番号）が記載された顔写真付のカードで、希望者は申請により、初回無料でお作りいただけます。

・プラスチック製のICチップ付きカードで氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）と本人の顔写真などが表示されます。

・本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-taxなどの電子証明書を利用した電子申請など、さまざまなサービスにもご利用いただけます。

・政府が運営するオンラインサービス「マイポータル（5ページ参照）」の利用にもマイナンバーカードが必要です。



▲マイナンバーカードの（見本）

カードはどのように 受け取るの？

住民票のある市町村（幸田町では住民課）へ申請してください。申請方法については次のとおりです。

① 郵送による申請

・通知カードに同封の交付申請書（*1）にご本人の顔写真を貼り、必要事項を記入のうえ、返信用封筒に入れて郵便ポストへ

② パソコンによる申請

・デジタルカメラで顔写真を撮影し、パソコンに保存後、専用サイト（「マイナンバーカード総合サイト」で検索）の所定のフォームからオンラインで申請

③ 住民課窓口で申請

・通知カード、住民基本台帳カード（ある人のみ）、本人確認書類、認印、顔写真を持って、ご本人が住民課窓口にお越しいただき、個人番号カード交付申請書及び暗証番号設定依頼書などをご記入いただきます（必要な持ち物について、必ず事前に電話などでご確認ください）

④ そのほかの方法

・申請書のQRコードを用いて、スマートフォンによる申請や街中の証明写真機（対応しているものに限る）からも申請いただけます。

（*1）通知カードに同封の交付申請書は、引越など内容に変更があった場合には使うことができませんので、住所地の市町村で新たな申請書をお受け取りください。

住所変更等の手続きの際は マイナンバーカードなどをお持ちください

戸籍のお届けや住所変更のお届けにより住所や氏名を変更した場合、カード券面の追記欄に変更事項を記載しますので、お届けの際はマイナンバーカードまたは通知カードをお持ちください。

町外から転入した人は一部の場合を除いてマイナンバーカードを継続して使用することができますので、転入届の際に本人もしくは同一世帯の人がマイナンバーカードを必ず持参してください。（暗証番号を入力していただきますので、同一世帯の人がお越しになる場合は、あらかじめ本人に暗証番号を確認してください。）

なお、一定期間を過ぎますと継続利用ができなくなり、その場合はカードが失効し、その後の再交付は有料となりますので、ご注意ください。

問合せ

マイナンバーカードについては
住民課住民窓口グループ
☎ 62・1111（内線121）
FAX 63・5334



マイナちゃん

マイナンバーカードの詳細はインターネットで「マイナンバー」と検索いただき、「マイナンバーカード総合サイト/マイナンバーとは」という専用サイトをご覧ください。

◆サイト URL

<https://www.kojinbango-card.go.jp/mynumber/>

情報連携の開始について

情報連携とは、地方公共団体システム機構が管理する中間サーバーを利用して、社会保障給付などの申請を受けた行政機関が関係機関に情報照会を行うことで、申請者が窓口で提出する添付書類の省略・簡素化をするためのものです。7月中旬から試行運用が開始され、10月ごろに本格運用を予定しています。またこの情報連携に伴い、マイナポータルも始まります。

マイナポータルで

何ができるの？

マイナポータルは政府が運営するオンラインサイトのことで、ご利用には、パソコンなどの端末及びインターネット環境、ICカードリーダーライタが必要で、端末を持っていない人への対応として、役場庁舎1階に専用タブレット端末を設ける予定です。

◆やりとり履歴(情報提供等記録表) あなたの個人情報や行政機関同士がやりとりした履歴を確認することができます。

◆お知らせ

各情報保有機関から配信されるお知らせを受信できる予定です。

◆行政サービス検索と電子申請

あなたにあったサービスの検索ができたリ、子育て関連(児童手当・母子保健など)において行政機関へのオンライン申請などができる予定です。ただし、幸田町における、子育て関連の申請手続きについては基本的に対話することを方針としているため、実施は未定です。

マイナンバーの

セキュリティは大丈夫？

◆社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)のセキュリティ

- ・番号確認と本人確認でなりすましを防止しています。
- ・マイナンバーの利用範囲や情報連携の範囲を法律で制限しています。
- ・情報の分散管理やシステムへのアクセス制御、通信の暗号化などが講じられています。また、マイナンバーのみで個別の情報にアクセスできないため、苦づる式に情報が漏れることはありません。
- ・個人情報保護委員会による監視、監督を行っています。

どんな時にマイナンバーは

必要なの？

平成28年1月から、順次、社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要で、具体的には、次のようなケースです。

- ・年末調整や、源泉徴収票の作成、雇用保険の手続きで勤務先へ
- ・雇用保険の失業給付の手続きでハローワークへ
- ・資産運用の手続きで銀行や証券会社へ
- ・福祉や介護の手続きで市区町村へ
- ・税の確定申告などの時に税務署へ
- ・児童手当や出産育児一時金などの申請時に市区町村や保険組合へ
- ・生命保険、損害保険、共済の受取時に保険会社や組合へ
- ・災害時の支援制度の利用申請時に市区町村へ
- ・アルバイトやパートを始める時にバイト先やパート先へ

問合せ

マイナポータルやマイナンバーの制度については
企画政策課政策グループ
☎ 62・1111 (内線331)
FAX 63・5139



マイナンバー制度の詳細はインターネットで「マイナンバー」と検索いただき、「マイナンバー・社会保障・税番号制度」という専用サイトをご覧ください。

◆サイト URL

<http://www.cao.go.jp/bangouseido/>

マイナンバー制度の詳細はこちら

お問い合わせ

マイナンバー総合
フリーダイヤル



0120-95-0178

平日 9:30~20:00 土日祝 9:30~17:30 (年末年始を除く)

公式サイト

マイナンバー



音声案内

スマホからも
ご利用いただけます。

